

解体業の許可申請に必要な書類

		提出書類等	新規	更新
①	解体業の許可申請書	様式第五	◎	◎
②	解体業の用に供する施設（積替え保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 （事業所外で使用済自動車等を積替え・保管を行っている場合を含む。）	付近の見取り図	◎	○
		事業場平面図	◎	○
		事業場立面図・断面図・構造図	◎	○
		車両の写真	◎	○
		積替え保管場所付近見取図	◎	○
		積替え保管場所平面図	◎	○
		積替え保管施設立面図・断面図・構造図	◎	○
③	申請者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には使用する権限を有すること）を証する書類	車検証の写し	◎	◎
		事業場の土地登記簿謄本等	◎	○
		積替え保管場所の土地登記簿謄本等	◎	○
		所有権がない場合使用承諾証明書	◎	○
④	事業計画書	様式 2 - 1	◎	◎
⑤	収支見積書	様式 2 - 2	◎	◎
⑥	申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書	住民票	◎	◎
		登記事項証明書	◎	◎
⑦	申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本	定款又は寄附行為の写し	◎	◎
		商業登記簿謄本	◎	◎
⑧	申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び登記事項証明書	住民票	◎	◎
		登記事項証明書	◎	◎
⑨	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書	住民票	◎	◎
		登記事項証明書	◎	◎
⑩	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本	住民票	◎	◎
		登記事項証明書	◎	◎
		商業登記簿謄本（法人株主）	◎	◎
⑪	申請者に令第五条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書	住民票	◎	◎
		登記事項証明書	◎	◎
⑫	申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式 3）	◎	◎
⑬	標準作業書（全文）	任意の様式	◎	◎

注1) 提出用及び本人控えとしてA4で2部作成してください。(受付後、本人控えは返却致します。)

注2) 住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)、登記事項証明書、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、土地登記簿謄本等については、提出用に原本を添付し、本人控えについてはコピーでも構いません。

なお、提出時に原本を持参される場合は、提出用もコピーで構いません。

注3) 外国人の方は国籍の記載された住民票を添付してください。

注4) 各種証明書類は発行から3ヶ月以内のものを添付してください。

注5) ◎は添付しなければならないものです。○は変更がある場合やその他必要と認められる場合に添付してください。

○は変更がない場合には省略することもできますができるだけ添付してください。省略される場合は変更がない旨の申出書を添付してください。

注6) 当該県における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部(住民票の写し、登記事項証明書、商業登記簿謄本(法人株主))は省略できます。

住民票を省略する場合は、先行許可申請時の住民票のコピーを添付してください。なお、本籍を変更している方については最新の本籍地が記載されている住民票又はそのコピーを添付してください。

※ 解体業許可申請に必要な申請手数料

新規：78,000円

更新：70,000円

お問い合わせ先

佐賀県民環境部 循環型社会推進課

電話：0952-25-7108 FAX：0952-25-7109

メールアドレス：jungkatasyakai@pref.saga.lg.jp